

群馬自治

1

平成30年

No.355

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

観光の効果・効用と地域振興

公益財団法人日本交通公社理事・筑波大学大学院客員教授

梅川 智也

町村トップ通信

上野 村／黒澤 八郎 村長

議長随想

みなかみ町／林 喜美雄 議会議長



夜明け

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 67

おすすめの一冊⑦③ 「震災ジャンキー」

多文化共生のまちづくり

しかし、外国人を取り巻く課題は幅広く、しかも深く複雑であり、特效薬となる先例も無い。だから、常に試行錯誤の繰り返しというのが現実だ。

これまでも、日本の制度やマナーを母国語で伝える「文化の通訳」登録事業や、災害時に活躍してもらう外国人ボランティアの育成など、まさに手探りでやってきた。昨年は十か国の女性キーパーソンを集め、「多文化共生懇談会・女子会」を企画した。また、「国籍に関わらず、子どもは地域の宝だ」という町長の考えのもと、子どもたちの進路選択の幅を広げるためのファッションショーを県内専門学校等と連携して開催。ライトに照らされたランウェイを、日本人・外国人が一緒に歩き、まばゆい笑顔を見せた。

子どもは誰もが地域や日本を支える「原石」だ。良き納税者を育てることが、全住民の明るい未来に繋がる。そして有事の際に、隣のおじいちゃん、おばあちゃんを背負って逃げてくれる人材に、きつたならもらわねばならないのだ。

(大泉町 企画部 加藤 博恵)



身を引き締め、町村のために

群馬県町村会長
(甘楽町長)

茂原 莊一

謹賀新年

平成三十年元旦

【群馬県町村会】

会長 茂原 莊一
(甘楽町長)

副会長 熊川 栄
(嬭恋村長)

理事 石関 昭
(吉岡町長)

田村 利男
(神流町長)

後藤 幸三
(高山村長)

中澤 恒喜
(東吾妻町長)

外山 京太郎
(川場村長)

堤 盛吉
(昭和村長)

栗原 実
(板倉町長)

金子 正一
(邑楽町長)

監事 黒岩 信忠
(草津町長)

事務局長 梅村 透
外職員一同

明けましておめでとうござい
ます。

皆様におかれましては、幸多
き新春を迎えられたこととお喜
び申し上げます。

【昨年を振り返って】

昨年七月の九州北部豪雨災
害をはじめとする自然災害に
よって、各地で甚大な人的・物
的被害がもたらされ、被災地
は、全力を挙げて復旧・復興に
取り組んでおられます。

また、東日本大震災から間も
なく七年が経過しますが、今な
お多くの方々が避難生活を余儀
なくされ、福島第一原発事故の
影響を受けた地域では、ようや
く復旧のスタートラインについ
たばかりであります。

本県には、噴火警戒レベルが
運用されている火山も存在し、
急峻な山地や河川も多く、災害
を受けやすい地域でもあります
から、何時、何処でも起こりう
る災害に備え、防災・減災対策
の一層の充実強化を図るととも
に、県と市町村等との防災体制
の連携も深め、住民の尊い生命、
身体及び財産を守っていかなく

ればならないと思いを新たにし
ております。

【地方創生への取組】

町村を取り巻く環境は、進展
する少子高齢化・人口減少、グ
ローバル化にさらされる農林
業・商工業など、大変厳しい状
況にありますが、こうした中で
も、私たち町村長は、現場から
の地方創生を日本創生に繋げて
いくという強い覚悟のもと、地
域資源を掘り起こし、有効活用
することでの雇用の場の創出、
子育て・学校教育・地域活動等
での幅広い世代間の連携強化、
地域外からの人・技術等を積極
的に活用した都市との共生・交
流の推進などといった地方創生
に向けた新しい取組を懸命に進
めておりますので、この取組の
更なる推進に向け、制度的・財
政的にも十分な支援を国や県に
求めているかねばなりません。

【町村財政の安定・確保】

地方創生の取組や人口減少対
策など、町村が自主性・自立性
を発揮して、地域の個性や魅力
を活かした様々な施策を着実に

実施していくためには、何より
も地方交付税等の安定的な自主
財源が確保されなければならま
せん。

地方の基金の増加を問題視す
る暴論がありますが、基金は、
それぞれの町村が徹底した行政
改革を行い、財政支出の削減に
努めながら、災害や公共施設の
老朽化、将来の税収の変動等に
備え、蓄えているものです。こ
うした実態も考慮せず、基金の
増加だけを理由に地方歳出を削
減することは到底容認できるも
のではありません。

国には、町村の命綱ともいう
べき地方交付税総額をはじめと
する一般財源の総額が確実に確
保されるよう、強く求めているか
ねばなりません。

ゴルフ場利用税や償却資産に
係る固定資産税をはじめとする
地方の貴重な税財源について
は、現行制度の堅持など、地方
税財源が確実に確保されるよ
う、今後も強力に訴え続けてい
かなければならない課題です。

そんな中、多くの森林を有す
る我が県の町村が、森林吸収源
対策に強力に取組み、国民共有

のかけがえのない財産である森
林を守るための安定的・恒久的
な財源となる全国森林環境税の
創設が決定したことは、誠に喜
ばしい限りです。

【町村のために】

昨年五月に会長に就任させて
いただき、職責の重さに身の引
き締まる思いでありましたが、
皆様方のお蔭で無事に新年を迎
えることができました。

この間、不慣れな私を支えて
くださった皆様に心から厚く御
礼申し上げます。

引き続き本年も、更に身を引
き締め、県内町村のため微力な
がら全精力を傾注し、町村の振
興発展に向けた活動に専念努力
いたしますので、
皆様のお一層のご支援、ご協
力を賜りますようお願い申し上
げます。

結びに、各町村の益々の発展、
皆様のご健勝とご多幸をご祈念
申し上げ、新年に当たつてのご
挨拶とさせていただきます。



地域の人材育成が重要

群馬県町村議会議長会長
(上野村議会議長)

仲澤 太郎

謹賀新年

平成三十年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会長 仲澤 太郎

副会長 高橋 茂樹
(玉村町議長)

〃 襟川 仁志
(千代田町議長)

理事 南 千晴
(榛東村議長)

〃 堀口 博志
(下仁田町議長)

〃 山本 隆雄
(中之条町議長)

〃 櫻井 伸一
(草津町議長)

〃 加藤 生
(昭和村議長)

〃 林 喜美雄
(みなかみ町議長)

〃 青木 満
(大泉町議長)

監事 有馬 嘉太郎
(高山村議長)

〃 青木 秀夫
(板倉町議長)

事務局長 梅村 透

外職員一同

明けましておめでとうござい
ます。皆様におかれましては、
つつがなく新しい年をお迎えの
こととお慶び申し上げます。

昨年五月に、群馬県町村議会
議長会の会長に選任され、早や
七カ月が過ぎましたが、無我夢
中で職責を果たすべく奮闘して
おります。今後とも皆様のご支
援、ご協力をお願い申し上げます。

昨年は、高知県大川村の「総
会制を検討」というニュースが
大きく取り上げられ、議員のな
り手不足が大きくクローズアッ
プされました。

憲法九十三条に「地方公共団
体には、法律の定めるところ
により、その議事機関として議
会を設置する。」とあり、また、
地方自治法八十九条に「普通地
方公共団体に議会を置く。」と
あります。

一方、地方自治法九十四条に、

議会を置かず有権者による総会
を設けることができる「町村総
会」の規定があり、次回議員選
挙の立候補者が定数を大きく割
り込むのではないかと、大川村
はこの総会制を導入して、議会
を廃止することを検討するとし
ました。

しかし、現実問題として総会
を開催するには、少なくとも有
権者の半数以上が総会に出席し
なければ成立しないことや、議
場の問題など様々なハードルが
あり難しいと思われます。

こうしたことから、地域で人
材を育てていくことは、重要で
あると考えます。

上野村第五次総合計画の中
に、地域を担う人材を育成する
として「次世代育成の環境づく
り」としては、地域内外での交流
機会の創出と参加の促進に努め
ることが重要です。そこで、世
代間交流機会の拡充、人材育成

に関する地域団体や住民団体活
動の支援などに取り組みます。
一方、グローバル化の進展によ
り、『地球規模で考え、地域で
行動する』考え方の重要性が指
摘されています。新しい時代に
相応しい地域社会をめざし、国
際理解を深めるための人材育成
機会の拡充に努めます。」とあ
ります。これに基づき様々な施
策を行っておりますが、その一
つとして中学生海外派遣事業を
実施し、現在はニュージーラン
ド研修に夏期休業を利用して、
三年生全員参加で行っていま
す。経費は、全額公費負担です。

また、村外の小中学生が一年
間、上野村に山村留学する「か
じかの里学園」を村が経営して
います。

今では、その一期生が指導員
の一人として活躍しています。
こうした上野村で育った人や
一時期を過ごした人々が上野村

に暮らし、地域のために力にな
りたいと思うようになれば、議
員のなり手不足の解消にもつな
がっていくものと思います。

地方公共団体の重要な意思決
定や行政の監視機能を十分発揮
するため、議会はなくてはなら
ないものであります。全国町村
議会議長会では「町村議会議員
の議員報酬等のあり方検討委員
会」を設置し、議員のなり手不
足対策等について検討を始めて
おり、また、本会でも識者を招
いた研修会や役員による調査研
究を行っております。

今後も各町村議会の発展と議
会機能強化のため、微力ながら
尽力してまいりますので、皆様
の更なるご指導、ご鞭撻をお願
い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多
幸を祈念申し上げ、新年の挨拶
といたします。



上野村長 黒澤 八郎

今も息づく教え

私は昨年六月に上野村長に就任させていただきましたが、その前約三十七年間は村職員であり、そのうち二十五年間は黒澤丈夫氏のもとで務めました。

そして職員として最初に担当

した仕事の一つに広報がありました。ある時、黒澤元村長から、「村民に村政の事を囲炉裏端で語るような思いで記事にして連載したい」という話がありました。

その趣旨から、記憶にあった「炉辺談話」という題目でどうでしょうかと提案したところ、了解を得ました。

「炉辺談話」とは、フランクリン・ルーズベルト大統領が国

民に直接呼びかけをしたラジオ番組の名前として有名であることを後で知りましたが、広報うえのでは、「村長炉辺談話」として連載が始まりました。昭和五十六年のことです。

私は、村長も職員も広く意見を聴き、丁寧な説明に徹する事が大切であると思っております。

そこで、黒澤元村長が「村長炉辺談話」で何を村民に伝えようとしたのか、改めて読み返してみることとしました。

その第一回は「村政とは何か」というテーマであり、日頃何気なく使用している「村政」という言葉の本質を論理的に説かれていました。

広報うえの表紙

以下、その概要です。
人間は助け合って生きるという本能的な原則のもと、分業という形で協力し合う進化した社会を創

り上げてきた。そして政治とは、この連帯し助け合う人間の社会を、合理的に要領よく処理するために生まれてきたものと考え

る。
村の中の集落あるいは隣保班には法律も条例もないが、必要なことはみんなで話し合って決める、これが即ち政治であつて、村政となると、法律によって制度が定められ、代議員によって事を決し、納税という責務を負うが、本質的に異なるところはない。

しかし、社会の範囲が広がり、複雑化すると、個人と社会のつながりが直接的ではなくなるため、社会という連帯意識を失っていく。政治に対する要求はするが、責任は感じなくなっていく。

そして、第一回記事の締めくくりに言葉として、人間それぞれ顔が違つるように、考え方も希望するところも違つかも知れないが、同じ天地に生活する、い

わば「上野丸」という船に乗り込んでいる縁の深い人間同志である。

みなで力を合わせて、上野丸を幸福の港に導こうではありませんか、と結ばれていました。

私は、村づくりとは、この一言に尽きると思っております。

上野村は厳しい過疎化、高齢化の中で、様々な取組みを進めてきました。福祉、教育、産業振興、雇用創出、定住促進等々、

その結果、人口減少は続いておりますが、移住者も増加してきました。

森林資源の活用と、エネルギーの地産地消を中心とした村内経済循環の仕組みは、国においても評価をされ、この度群馬県では初となるバイオマス産業都市の認定もいただきました。

今、自立し持続する地域社会として、その基盤となる仕組みの構築に努めております。

村長炉辺談話

村長 黒澤 丈夫

その一



はじめに
皆さん、ようこそお集まりください。私は、上野村の村長として、この炉辺談話を通じて、村民に村政の事について語りかけたいと思います。

私は、この炉辺談話を通じて、村民に村政の事について語りかけたいと思います。人間は助け合って生きるという本能的な原則のもと、分業という形で協力し合う進化した社会を創り上げてきた。そして政治とは、この連帯し助け合う人間の社会を、合理的に要領よく処理するために生まれてきたものと考え

炉辺談話

町村自治をめぐる情勢は厳しい中ではありますが、先人の教えを羅針盤とし、上野丸は波を越えて行きます。

村長炉辺談話は、その後、村政のしくみ、村の身上回しと連載が続きました。歳月がいかに過ぎようとも、物事の本質に変わりは全くありません。

現在の黒澤元村長のごくくりについての記述は薄くなりましたが、上野村に今も息づく教えを紹介させていただきます。



観光の効果・効用と地域振興

「観光はまちづくりの総仕上げ」

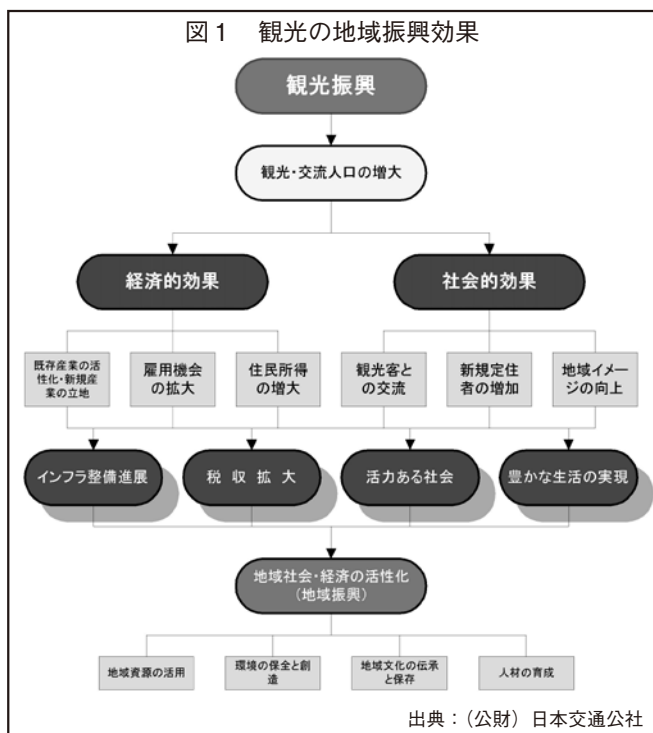
公益財団法人日本交通公社理事
筑波大学大学院客員教授
梅川 智也

政府が観光立国を標榜して久しい。内閣総理大臣が議長となって検討してきた『明日の日本を支える観光ビジョン』が昨年三月に策定され、今や観光庁だけでなく政府全体が観光先進国に向けた取り組みを二〇二〇年の東京オリンピック・パリリ

ンピックに向けて急ピッチで進めている。

1. 経済的効果と社会的効果のバランス

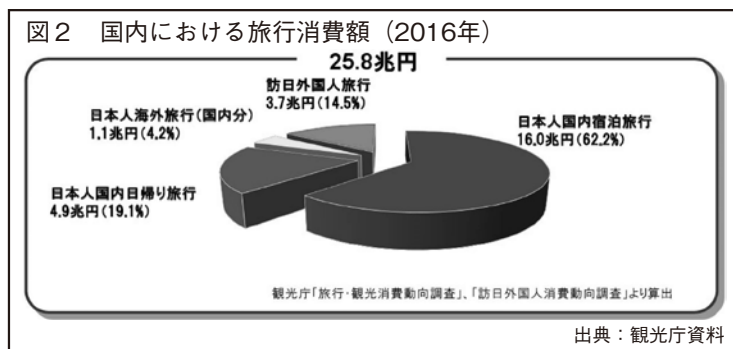
観光の効果・効用は、その地域振興効果にあり、図1に示すように、大きくは経済的側面と社会的側面に分けることができる



る。観光客がもたらす消費が、既存の産業を活性化し、住民の所得が増大したり、雇用機会が拡大したりといった効果が期待できる。一方、観光の振興により知名度や地域イメージが向上し、新規定住者が増加したり、観光客との交流によって地域社会が元氣を取り戻したりといった効用も期待できる。その結果、インフラ整備が進展し、税収が拡大し、活力ある社会が実現し、豊かな生活が実現するという好循環が生まれる。しかしながら、そうした効果・効用が短兵急な取り組みで期待できるとは考えにくい。しかも稼ぐこと、経済効果だけを目的とした観光振興は、持続可能とはいえないと言われ、社会的な側面を含めてバランスのある、いわば相乗効果に着目していく必要がある。

2. 観光の経済波及効果と地域循環型経済

わが国の旅行・観光の総消費額は、図2に示すように、年間二十五・八兆円（二〇一六年）。外国人を含むこの観光消費が地域の振興にとって重要とされ、その経済波及効果を単純化して表せば「観光客数×一人あたり消費額×域内調達率」となる。このうち特に「域内調達率」を高めることが観光振興の要諦であり、観光客が落としたお金を地域外に流失させないよう、いかに「地域循環型」の経済にしていけるか、いかに地域で採れたものに付加価値を付けて観光客に提供するかが問われる。それが「地産地消」の一つの意義であり、さらに言えばわが町、わが村は如何にすれば付加価値を高めることができるかを模索



3. 訪日外国人旅行者の牽引力

二〇一六年の訪日外国人旅行者数は二千四百四万人。二〇一一年以降、毎年、対前年三〜四割増を続け、五年間で約四倍増という驚異的な増加を示している。こうした国は近年、世界でも例がないらしく、発展途上国や新興国の政府関係者、

観光関係者が国際協力機構（JICA）を通じて日本の観光政策を学びに来ている。

こうした観光の隆盛は、日本だけでなく世界、特に北東アジアで顕著に現れており、世界観光機関（UNWTO）によれば、二〇一六年の全世界の国際観光客到着数は十二億三千五百万人回（前年比三・九割増）となり、

図3 訪日外国人旅行者数の推移と目標

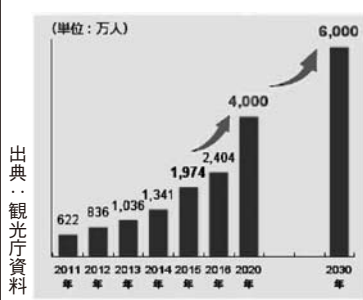
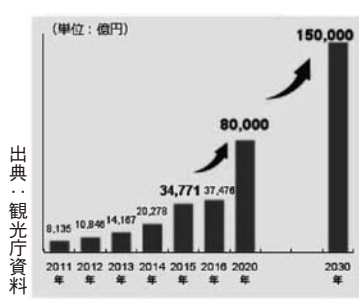


図4 訪日外国人の旅行消費額の推移と目標



過去最高を記録した。二十一世紀に入り、ほぼ一貫して増加基調を維持しており、十年前に比べて二〇一六年は約一・五倍となっている。今や観光は、世界のリーディング産業と言われるだけでなく、交流・文化産業、そして平和の象徴としても大きな期待を担うに至っている。

今後の政府による訪日外国人の目標数値をみておくと(図3、図4)、二〇二〇年に旅行者数

4. 地方創生の柱―観光はまちづくりの総仕上げ

こうした外国人旅行者の多様な波及効果をどう地方に分散させていくかは、いわば「地方創生のミッション」である。この地方創生は、イタリアの地方部

がモデルと言われ、スローフードで有名なブラヤシルク産業で有名なコモ湖、トスカナやヴェネト州のワイン、フェラーリやマセラッティを生産するモデナなど世界をマーケットにした元気な地方都市や町、村が多数存在する。いずれも都市国家としての歴史を背景とし、中央に依存することなく自立した独自の文化を育んできた。そこに

四千万人、旅行消費額八兆円。さらに二〇三〇年には旅行者数六千万人、旅行消費額十五兆円を目標としている。

先述のとおり、外国人を含む日本国内での旅行・観光消費額が二十五・八兆円、うち日本人の国内宿泊旅行が十六兆円と最も大きなマーケットであり、二〇三〇年にはそれとほぼ同規模の外国人による旅行・観光消費を想定していることになる。

は「三〇〇億経済圏」と言われるローカル経済をベースに、量より質、付加価値の高い製品やサービスの創出、暮らしの充実など魅力ある理念と地域政策が根付いている。

今回の「地方創生」は、一言で言えば、「国が枠組みと推進体制を整えるとともに、潤沢な予算（地方創生交付金）を一定期間確保し、国と地方が人口減少社会の危機感を共有した上で、自治体別の戦略を地方自らに策定させたこと」であろう。地方が自らの地域に自信と誇りを持ち、地域の資源を磨き上げ、

独自の文化を創造していく、そうした自立した地域が連携し、協力していくことがイタリア流、だとすれば、わが国の「国が主導する地方創生」はどうしてもジレンマを感じざるを得ない。

観光立国の推進は、訪日外国人旅行者の誘致という政府レベルの政策とともに、地方の町や村の個性を生かし、他にはない独自の魅力を創り出し、大都市や海外から「人、金、情報」を地方へ移転させる地方政策の両者によって成立し、まさに「地方創生」の牽引車と考えられる。ただ、その受け皿となる観光地で「人手不足」「人材不足」が顕著となり、地方創生

の実現に影響を及ぼしかねない状況となっていることも事実である。まさに、これも地方創生のジレンマと言えよう。

わが国の町や村を元気にする「地方創生」にとって、観光が重要な役割を果たすことは間違いないが、「観光はまちづくりの総仕上げ」とも言われるように、地域の資源を発掘し、磨き上げ、誇りの持てるまちづくりの結果として、そこに人々が訪れ、交流が生まれ、観光が成立するのであり、観光は「終わりのないまちづくりの営み」そのものであると理解したい。決して稼ぐこと、経済だけが先行する付け焼き刃の取り組みでは持続可能な観光は望めない。

おわりに―「観光地経営」とこれからの観光推進組織・体制

現在、「日本版DMO」(Destination Marketing / Management Organization)

が注目されており、「観光地経営」の舵取り役としての役割、これからの観光推進体制の中核的組織として役割が期待されている。最後にこの「観光地経営」の重要性とこれからの観光推進

組織・体制について言及しておきたい。

地方創生の成長戦略の柱である観光の効果・効用を、最大限まちづくり（観光まちづくり）に生かしていく新しい考え方が「観光地経営」である。かつて二十世紀は需要拡大期。それは「開発」の時代といわれ、より

多くの観光客を受け入れるために観光開発が盛んに行われ、どのような開発をするかというハードの内容が問われた。ところが、二十一世紀に入ると社会経済構造が大きく変化し、需要減退期となる。開発は影を潜め「管理運営」の時代、管理運営を行う「主体」、つまり、誰が「マネジメント」するかが問われる。さらに、観光地にはバブル経済崩壊後新たな投資が入らず、ハードの老朽化、陳腐化を迎えている。昨今、ハードとソフトを車の両輪とした「経営」、つまり誰が何をどうマネジメントするかが問われている。

こうした観光地全体を上手くマネジメントしていく考え方が「観光地経営」であり、特に既存の観光地の再生には重要な考え方となっている。その要諦である八つの視点を図5に整理したが、これらを全て「日本版DMO」が担わなければならないということではない。図6に示すように、これからの観光推進組織・体制には多様な主体が必要であり、地域における合意形成とプラットフォームづくりが不可欠となっている。その背景には、これまで観光地では、観光客を観光産業、つまり旅館やホテル、土産屋、旅行者など観光事業者だけで受け入れてきた（図6の左側）。ところが、近年では、住民との触れ合いや交流、そして地域の産業や生活文化をも含めた観光地全体の魅力、つまり観光まちづくりや地域力が問われる時代となり、観光関係者だけでなく、まちづくり団体や農協・漁協、地場産業、大学などを巻き込んだ体制づくりが求められている（図6の右側）。そうした中で重要なことは、「観光地経営」における行政：町や村のスタンス、役割である。これは当然ながらそれぞれの地域・自治体によって異なるが、観光の分野ではあくまで主役は民間であろう。しかしながら、行政には行政にしか出来ない役割、つまり、政策立案や観光財源の確保、条例を含む地域のルールづくり、ハード、ソフトの各種観光インフラの整備、観光統計の充実などである。今後、「日本版DMO」と行政の役割分担については議論を重ね、町や村の役割を確立していく新たな知恵と工夫が期待されている。

プロフィール

(うめ かわ とも や)
梅川 智也

公益財団法人日本交通公社
理事・観光政策研究部長
／筑波大学大学院客員教授

1958年生まれ。1981年財団法人日本交通公社調査部入社。以降、36年にわたって全国の観光地の活性化や観光計画の策定、観光地経営、観光まちづくりなどに取り組む。国土交通省、観光庁、文化庁などの各種委員を務める。現在、筑波大学大学院客員教授、立教大学観光学部非常勤講師、日本観光研究学会副会長。技術士（建設部門／都市及び地方計画）。

図5 「観光地経営」のための8つの視点

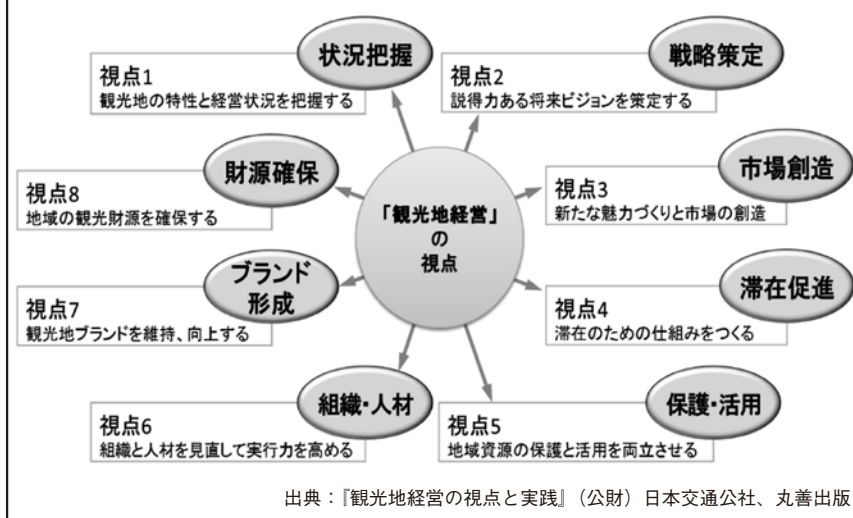
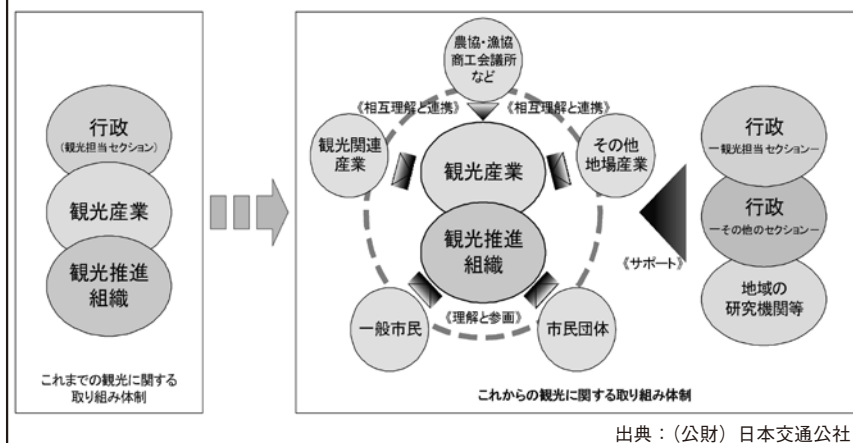


図6 これからの観光推進組織・体制のあり方



全国森林環境税の実現に 関する特別決議を採択

全国町村長大会を開催



平成二十九年十一月二十九日、正午から、東京・渋谷のNHKホールで全国町村長大会が開催された。

この大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的

な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるように、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で開催されたもの



荒木会長

で、全国九百二十七の町村長、各都道府県町村会関係者及び来賓の西村康稔内閣官房副長官、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、小倉將信総務大臣政務官、松本文明内閣府副大臣、竹下亘自由民主党総務会長、櫻井正人全国町村議会議長会会長など約千三百人が出席した。

はじめに、荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）から挨拶があり、「昨年の熊本地震では、国から多くのご支援もいただいているが、自分自身被災地の町村の皆様からいただいた温かいご支援は大きな心の支えとなった。被災した町村をお互いに助け合うことの尊さをあらためて噛みしめ、国に対しては、今後とも万全の財政支援措置等を講じていただくよう要請する」とともに、どこでも起こりうる大規模災害に備え、防災・減災対策の強化を求めていく。また、『全国森林環境税』については全国の町村が、国民共有のかけがえのない財産である森林を守ることに、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けているため、何としても『全国森林環境税』を実現させたい」と訴えた。

その後、来賓挨拶に移り、安倍内閣総理大臣代理の西村内閣官房副長官、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、野田聖子総務大臣代理の小倉将信総務大臣政務官、梶山弘志まち・ひと・しごと創生担当大臣代理の松本文明内閣府副大臣、竹下亘自由民主党総務会長、櫻井正人全国町村議会議長会会長が挨拶を行った。

続いて、町村へのメッセージとして、東京大学名誉教授・福島大学教授の生源寺眞一氏が登壇し、「町村それぞれのローカルな取組は、国境を越えて、また、歴史を貫いて発揮されてきた人類の知恵の具体例にほかな

らない。時代の新たな流れを受けて、新たな決まりごとを地域社会みずからが創出していく、そのような町村の現場の取組について、高く評価させていただきたい」と町村長を激励した。

最後に、議事として、決議、特別決議及び大会要望について、本会会長の茂原庄一行政委員会委員長、黒木定藏経済農林委員会委員長（宮崎県西米良村長）及び石橋良治副会長（島根県邑南町長）が提案理由の説明を行った後、それぞれ採択・決定され、大会を閉じた。



生源寺眞一氏

決議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活に



決議提案理由を説明する茂原会長

とつて極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々町村長は、相互の連携を

一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりを推進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうよう、特に左記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。
- 一、地方分権改革を推進すること。
- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、参議院の合区を早急に解消すること。
- 一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 一、ゴルフ場利用税及び償却資産に係る固定資産税を堅持すること。
- 一、農林漁業の振興による農山

漁村の再生・活性化を図ること。

- 一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、農林漁業者が将来に希望を

特別決議

全国森林環境税の実現に関する特別決議

森林は、国民共有のかけがえない財産であり、将来にわたり森林を守り育てていくことは、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、安心で豊かな国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たし、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けるものである。そしてその重要な担い手がまさに山林を多く抱える町村である。

しかしながら、町村の森林の現場においては、森林所有者の特定の困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。森林の現場に近く、所有者に最も身近な存在である町村が、こうした課題に主体的かつ

積極的に取り組み、森林・林業施策の推進を通して国民の生活を支える重要な役割を十分に果たしていくためには、何よりも、町村の森林整備等に必要不可欠で安定的な財源の確保・充実が不可欠である。

この喫緊の課題に対処するため、政府・与党は、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向け、平成三十年度税制改正において結論を得ることとしている。

全国森林環境税の創設は、町村の長年の悲願であり、我々は、平成三十年度税制改正において確実に全国森林環境税が実現されるよう強く求めるものである。



「群馬県関係国会議員と町村長との懇談会」及び「町村長研修会」を開催

～地方交付税及び町村税源の充実強化並びに道路整備に係る補助率高上げ措置の継続等を本県関係国会議員へ要請～

群馬県町村会は、昨年十一月二十八日、東京・グランドアーク

半蔵門において、地方交付税及び町村税源の充実強化、市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の高上げ措置の継続並びに本県の道路整備促進を県関係国会議員へ要請するとともに、国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村政運営に役立てることを目的として「群馬県関係国会議員と町村長との懇談会」を開催した。

茂原会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長の要請事項の詳細説明後、出席した十二名の国会議員各位から要請事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、次の講師により

地方交付税の充実強化に関する要請

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでおりますが、一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取り組みを更に推進していく必要があります。

町村が、自主性・自立性を発

り研修会を実施し、研修会終了後、全国町村長大会に出席した。

「群馬大学医学部附属病院の改革状況について」
「中高年の健康維持について」



田村 遵一氏

群馬大学

学長 平塚 浩士氏

群馬大学医学部附属病院

病院長 田村 遵一氏

揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを

着実に実施していくためには、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であり、特に、地方交付税が有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機

能」とどの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとつては不可欠なものであります。よって、本県関係国会議員各位に、この両機能の堅持だけでなく、地方交付税の充実強化を図るため、左記事項の実現を強く要請いたします。

記

一 地方交付税の総額の確保
町村が自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定

町村税源の充実強化に関する要請

住民とより密接な関係にある町村では、文化・伝統の継承はもとより、食料供給、水源涵養、自然環境保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を担っております。

このように国民共有のかけがえない財産であり、日本人の「心のふるさと」である町村を次世代に引き継いでいくことは、我々町村長の大きな責務でもあります。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、進展する少子高齢化・

した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、「歳出特別枠」を実質的に確保し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

二 段階補正の全額復元

過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

人口減少、グローバル化にさらされる農林業・商工業など大変厳しく、また、条件不利な地域を多く抱える町村では、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、町村が自らの判断と発想で、地域の個性を活かした地域づくり、魅力あふれる地域づくりを進めていくためには、安定的な財政運営が欠かせません。

特に地方税は、自主財源の根幹をなし、町村の自主性・独自

性の向上を実質的に担保するものである。本県関係国会議員各位におかれては、町村税源の充実強化を図るため、左記事項の実現を強く要請いたします。

記

一 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応しており、地域振興を図るうえでも、不可欠な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

二 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となつて生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、平成二十八年度において設けられた時限的な軽減措置が一部拡大されたが、この税は町村財政を支える安定的な基幹税で

あることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないこと。

三 全国森林環境税の実現

平成二十九年度税制改正大綱において、「市町村が主体となつて実施する森林整備等に必要なる財源に充てるため、個人住民税

市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続に関する要請

道路は人々の生活を支え、地方の自立・活性化・生活維持に最も基本的な社会基盤であり、特に町村道は、地域住民に密接な施設であるとともに、安全・安心の確保のため、必要不可欠な社会基盤でもあります。

しかしながら、群馬県内の町村道の改良率は全国的にも低い状況にあり、依然として地域生活の維持には、道路整備が必要不可欠な状況であります。

また、平成二十六年七月の道路法施行規則の改正により、橋梁やトンネルなどの点検が義務付けられ、今後は新たに老朽化対策費の増大が見込まれており、計画的な事業進捗を図るた

均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成三十年度税制改正

においては結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」を確実に導入すること。

道路は人々の安全安心な生活を支え、町村の一体的かつ均衡ある発展を図るために不可欠な社会基盤であり、その充実は県内町村が均しく熱望するところであります。

地域経済の活性化や人・モノ・情報の対流を県内全域に波及させるとともに、町村住民の生活の利便性や快適性の向上を図るためには、道路ネットワークの整備・強化がまだまだ必要であります。

つきましては、本県の道路整備が着実に進み、道路が生み出す様々な効果が最大限発揮されるよう、左記事項の実現を強く要請いたします。

記

一 町村道路整備事業が計画的に進捗できるよう、必要な交付金予算の事業費総額を持続的に確保すること。

二 長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）」

の補助率等の嵩上げ措置を平成三十年度以降も継続すること。

本県の道路整備促進に関する要請

道路は人々の安全安心な生活を支え、町村の一体的かつ均衡ある発展を図るために不可欠な社会基盤であり、その充実は県内町村が均しく熱望するところであります。

である次の道路については、計画的な整備に必要な予算を十分に確保し、重点配分するとともに、着実に推進すること。

県央軸 国道一七号上武道路、主要地方道高崎渋川線バイパス、主要地方道前橋玉村線バイパス等

東毛軸 東毛広域幹線道路、国道五〇号前橋笠懸道路、国道一二二号館林明和バイパス、国道三五四号板倉北川辺バイパス等

西毛軸 西毛広域幹線道路、国道一八号、国道二五四号バイパス、国道四六二号等吾妻軸 国道一七号・一四五号・三五三号上信自動車道等

一 特に財政事情が厳しい町村の道路事業について、事業費総額を持続的に確保すること。

二 道路施設の老朽化対策を着実に進めるため、財政的・技術的な支援を拡充すること。

三 本県の高速交通網を補完する「七つの交通軸」の主軸

平成三十九年度

県予算編成・施策に関する 要望活動を実施

県町村会は、平成二十九年十月十日、大澤知事に対し、群馬県の平成三十九年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

平成三十年度県予算編成及び

施策に関する要望

県内町村の行財政運営につき 支援を賜り厚く御礼申し上げます。
ましては、平素から格別のご



茂原会長・大澤知事・熊川副会長

私ども町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など依然として大変厳しい状況にあります。が、群馬県町村会としては、理事会を中心に活発な議論を行い、町村長相互の連携を一層強固なものとし、「地方創生」を深化させ、これら直面する困難な

課題に積極果敢に取り組んでいく所存です。

さて、今般の要望事項につきましては、「地方交付税の総額確保」をはじめ、我々町村にとつては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

特に、地方交付税の総額確保は、町村にとって一億総活躍社会の実現や地方創生を推進するための最重要課題であることから、歳出特別枠を実質的に確保し、一般財源総額を確保いただきますよう、県におかれましては、総額確保について全力で対応いただければ幸甚に存じます。

また、地方への移住や定住を希望する人たちの要望に応え

るため、情報提供体制の充実や農林業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れがますます加速されるような積極的なご支援をお願い申し上げます。

1、地方交付税の総額確保について

総務部

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、「歳出特別枠」を実質的に確保し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、国への働きかけを引き続き要望いたします。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むことも併せて国への働きかけを要望いたします。

2、地方税の税收確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間同士でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必須であり、そのためにも、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、さらに税收確保体制を強化し整備していく必要があります。こ

のため、これまでも増した賦課徴収業務の強化、目標達成に向けた進捗管理の徹底、中核職員との意識・技術向上、広域的な取り組みによる市町村相互の連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力してまいりますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても平成三十年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

3、地域間連携の奨励について

総務部

既存の連携中核都市圏構想及び定住自立圏構想では、一定の人口規模要件があることから、

小規模自治体間の連携については機能せず、財政支援も享受できない状況となっています。

「地域間連携」は、市町村合併を前提とせず、自治体の枠にとらわれず、それぞれの自治体がある強みや地域資源を相互に有効活用し、広域的な地域経済の活性化策を強力に推進し、それぞれの自治体の都市力、経営力を高めながら、一定の圏域人口を保ち、存続可能なまちづくりになお一層取り組んでいくだけでなく、公共施設等総合管理計画の広域的な取組も期待できることから、県として地域振興局単位での市町村ニーズに応じた地域間連携の奨励及び様々な観点からの助言等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

5、「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」の継続について

総務部・環境森林部

「ぐんま緑の県民税」は平成三十年度末で終了しますが、今後の「ぐんま緑の県民基金事業」を活用した森林環境保全施策の

たしなむとともに、一定の要件における特別交付税による財政支援が受けられるよう国へ働きかけいただきますようお願いいたします。

4、火山対策の充実について

総務部

県内には噴火警戒レベルが運用されている火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）が存在しており、平成二十六年の御嶽山噴火以降、活火山法に基づく火山防災対策には、火山防災マップや火山ハザードマップ等の作成・周知、避難計画の策定、施設所有者等の避難確保計画の策定と避難訓練の実施及び入山

者に対する措置も行うことが求められており、さらに、避難施設の整備・維持管理及び火山防災情報の広報等の安全対策が求められております。

これらに適切に対応するには、単独の町村単位で行うには予算的に厳しく、また、専門的知識・知見が必要であるため、町村の体制ではかなりハードルの高いものとなっていることから、火山防災予算の確保について国へ積極的に働きかけいただき、県内の火山対策の充実を図るとともに、対象地域の町村に對して、活火山法に定められている避難計画の策定等について、県からの助言やサポートが講じられるような体制整備が図られるよう要望いたします。

続き「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」を継続されますよう要望いたします。

なお、現行の「ぐんま緑の県民基金事業」に關し、次の事項について、喫緊に對応いただきますよう併せて要望いたします。

- (一) 荒廃した里山・平地林の整備における「管理」の補助率の単価増額
- (二) 荒廃した里山・平地林の整備における「困難地整備支援」の対象経費に伐採木廃棄処分費項目を追加
- (三) 水源地域等の森林整備事業の予算額の更なる拡充

6、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援について

生活文化スポーツ部

相談員が被害者の心の拠りどころとなつて日々、支援を行っている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予

測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

7、消費生活センター運営経費に係る支援の継続について

生活文化スポーツ部

現在、消費生活センター相談員が行う業務に要する費用については、地方消費者行政推進交付金の対象となっておりますが、この交付金については、今後段階的に削減されていくことが決定しております。

IT化や国際化の進展、少子高齢化などにより、消費生活をめぐる問題も多様化・複雑化していく中で、消費者に最も身近な相談窓口として同センターが果たす役割もますます高まっていくものと考えられますので、継続して充実した支援体制を維

持するため、今後についても今まで同様の国費または県費の補助金等経費的支援を要望いたします。

8、外国人住民への対応のための人的支援及び経費補助について

生活文化スポーツ部

外国人住民が人口の約一八割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、多文化共生コミュニティセンター、保健福祉総合センターなどにポルトガル語の通訳職員を複数配置し、行政情報などの正確な提供に努めているだけでなく、県内外に住む外国人からの問合せや相談等への対応、同町で翻訳した資料等の県内外市町村への提供など同町以外に在住する外国人への対応も多いことから、通訳職員への負担及び人件費等の同町の負担が増大しているそうです。つきましては、外国人住民に対する行政サービスの提供は、県内市町村共通の事柄でもあり、通訳職員や多言語への対応などは一自治体では限界がある

ため、県におかれましては、人的支援及び経費補助について、特段の配慮を賜りますようお願いいたします。

9、不育症に対する公費支援策について

こども未来部

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増しており、少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に波及している。

10、福祉医療制度の更なる充実について

健康福祉部

福祉医療制度は重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう医療費の自己負担を補助する制度であり、障害者等の社会的に弱い立場にある人への支援、また少子化の一途を辿っている現在の日本において、子育て環境づくりを推進する上で、重要な制度でありますので、未就学児以外の子ども、重度心身障害者や母子家庭等へ

野に大きな影響を与えるものであり、早急な対応が必要であります。

殊に不育症の治療については、高度で専門的な知識が必要のため、不育症に詳しい医師の診断や検査・治療が必要となり、保険適用外治療は高額であるため、治療を断念せざるを得ないケースも多々ありますので、不育症治療に対する補助制度を導入するよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

の医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を早急に全廃し、全国統一的な福祉医療の制度化を図るなど適切な措置を講じるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

11、国民健康保険新制度施行に伴う激変緩和措置等について

健康福祉部

平成三十年度からの国民健康保険新制度の施行に伴い、市町村では、県が市町村ごとの所得

水準や医療費水準により算定した国保事業費納付金を支払う義務が発生し、市町村は納付金納入に必要な金額を国保税等により賄うこととなりますが、この納付金が高額となった場合に、国保税率を大幅に引き上げざるを得ないことが懸念されますので、納付金の算定については、被保険者の負担の増大とならないよう、激変緩和措置等を加味し算定されますよう要望いたします。

また、平成三十年度からの国民健康保険新制度の施行に関し、「国保運営方針」を定めるにあたっては、特に、保険税の標準的な算定方法や事務の広域化・効率化について、県内町村と十分協議し、保険税水準の平準化や保険税算定方式の統一への取組みを拙速に進めることのないよう引き続き強く要望いたします。

12、外来生物クビアカツヤカミキリ駆除の早期対応について

環境森林部

クビアカツヤカミキリは「我が国の生態系に被害を及ぼす

おそれのある外来種リスト」に総合対策外来種として記載された昆虫であり、被害状況が年々拡大していると思われることから、住民への注意喚起、発見時の情報提供及び駆除に対する協力依頼を実施するとともに、公有施設等での発生状況調査等も実施しております。

しかしながら、成虫の捕殺や被害が確認された樹木の伐採などの拡散防止対策は、公有施設だけでなく、民有地においても適切な措置を講じなければ十分

13、有害鳥獣対策について

環境森林部・農政部

鳥獣害対策については、県において鳥獣被害対策本部が設置され、全庁的な被害対策を推進していただいておりますが、ニホンジカ、クマ、イノシシ、サル等による被害は、農作物被害のみならず、人的被害に及ぶことも懸念され、依然として深刻な状況にあり、補助事業だけではその拡大防止にも限界があります。

引き続き、関係機関が協力し

な効果が得られないため、住民への指導及び支援が不可欠であると思われます。また、農業被害は産地維持に直結する事案であることから、早急かつ適切な農家への指導も求められています。

このような状況を踏まえ、県全体で、関係部局と連携し、クビアカツヤカミキリの実態を調査するとともに、国、県の予算措置も含め広域的な視点に立つて蔓延防止策を早期に図られま

すよう要望いたします。

て生息状況の調査と迅速な被害防止対策を行うとともに、監視体制の強化策を検討し、被害が減少するよう、県としての適切な指導・対応を引き続き要望いたします。

また、捕獲従事者の育成及び被害防止に係る農林家の負担が軽減されるよう実質的な助成措置等も引き続き要望いたしますとともに、近年ニホンカモシカによる食害が顕著となっておりますので、生息状況の調査をはじめ、監視体制の強化等も併せて引き続き要望いたします。

なお、これら野生鳥獣の増加に伴い、ヤマビルの生息地が

畑や人家付近にまで拡大しており、住民や観光客の吸血被害も多くなっておりますので、安心して生活や観光ができるようヤマビル駆除対策に係る県費補助制度の創設や支援も併せて要望いたします。

14、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」の遵守について

農政部

「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針（平成三年五月三十一日付農林水産省構造改善局長通知）」（以下「ガイドライン」という。）により国、県、市町村の負担割合が示されておりますが、県営土地改良事業（補助）の実施にあたり、県の負担割合が、必ずしもガイドラインの負担割合どおりではなく、低い割合となっている場合が見受けられます。

その結果、市町村の県への負担金が増加することとなりますが、この負担金の財源として公共事業等債を借り入れる場合、

市町村の実負担額ではなくガイドラインの負担割合による理論負担額が起債対象となるため、ガイドラインによる市町村の負担割合を超過する負担金については、財政措置がない市町村単独の持ち出しとなつてしまいます。

よって、ガイドラインはあくまでも指針ではありますが、国からの通知であること及び市町村の負担増に繋がるものであることから、県におかれましては、ガイドラインを遵守されますよう要望いたします。

15、獣害防止柵設置に対する県費補助事業の創設について

農政部

鳥獣害対策については、県下各町村で苦慮していることと想われますが、特に中山間地域では被害が深刻化しており、生産意欲の喪失にも繋がつてしま

います。

防止柵設置事業については、平成二十八年度に創設された中山間地所得向上支援事業や国の交付金事業等を活用しています

が、中山間地所得向上支援事業は、対象が一戸以上で国の補正予算待ちの状況であり、国の交付金事業は、予算枠が厳しい状況であります。

つきましては、山間部に多い一〇㍻から一㍻程度の耕作地への獣害防止柵設置を対象とした県費補助事業の創設を要望いたします。

16、堤外地への進入路整備について

県土整備部

近年担い手への農地集積が図られる中で、堤外地農地においては遊休化が深刻であり有害鳥獣の巣となつているところも多く、また、毎年のように枯草火災も発生し問題となっております。

遊休化の要因としては、農業者の高齢化等によるものも考えられますが、堤外地への進入路が狭く担い手の使用する大型機械へ対応していないことが挙げられますので、県におかれましては、遊休農地、有害鳥獣及び防火対策等の観点からも、堤防道路から堤外地への進入路整備を図られるよう要望いたします。

17、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成二十四年度に創設された防災・安全交付金は地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策及び地域における総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として大きな成果を上げてきたところですが、最近では、要望額に対する交付額が大幅に削減され、事業計画の今後の進捗に重大な支障をきたしている状況でもあります。

つきましては、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

18、浄化槽工口補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽工口補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

19、浄化槽市町村整備推進事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年年度から「新設設置」に對しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、県費補助制度がなくなること、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

住民負担額を軽減する「浄化槽工口補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い群馬県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質改善が図られることが期待できますので、当該補助制度の平成三十一年度における継続を要望するだけでなく、当該補助制度の長期継続も併せて引き続き要望いたします。

汚水処理率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽市町村整備推進事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言わ

れており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることは明白ですので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

20、流域下水道維持管理に係る県負担及び流域下水道建設費の県負担について

県土整備部

下水道事業については地域の水質汚染の改善や生活環境の向上を図るために不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところで

す。各処理区の流域下水道では、従前から「維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」に基づき、維持管理負担金を県と構成団体で負担しておりましたが、平成二十五年の県下水環境課主催の会議において、県から平成二十五年度中に構成団体と

協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成団体で協議を重ねましたが、依然として協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のままであること等を考慮いただき、平成三十一年度においても従前のとおり県の負担を引き続き要望いたします。

また、流域下水道建設に係る県負担資本費についても回収の意向が示されておりますが、本件についても構成団体に多大な負担を強いるものでありますので、現行どおりの県負担継続も引き続き要望いたします。

21、国道一二〇号金精峠の通年通行について

県土整備部

国道一二〇号は、栃木県日光市を起点とし、本県沼田市に至る地域の産業・経済活動や周辺地域との文化交流、さらには、緊急輸送道路にも指定されてい

る重要かつ不可欠な道路です。

平成二十八年三月に決定された「首都圏広域地方計画」においては、日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクトに位置づけられていますが、金精峠については、雪崩の危険性が高い箇所が点在し、安全確保が極めて厳しい状況にあるため、冬期間の閉鎖が余儀なくされ、地域間交流が断絶されてし

まいます。金精峠が通年開通できれば、広域的観光ルートとしても、県内への大きな経済効果が期待でき、地域の活性化にもつながりますので、新たなトンネル（金精トンネル（仮称））の建設も含めて国と県により一体的に検討されますよう引き続き要望いたします。

22、上信自動車道等の七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進について

県土整備部

県が推進する「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」は、地域経済における多大な効果と県土発展に勢いを生んでいますので、今後も「七つの交通軸」の整備・強化を推進されますようお願いいたします。

しかしながら、広域幹線道路が次々と開通していく一方、整備の遅れが指摘されている地域もあるのが実状で、それらの地域では、過疎化、高齢化が激し

く、生活道路の整備は地域存続のために不可欠なものであります。

通院、通学等、住民の暮らしに直結する切実な事情、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、これら諸課題の解決にも道路整備は大きく関わっておりますので、整備の遅れが指摘されている地域における交通軸の整備促進を加速させるとともに、整備が進むことにより交通量の増加が見込まれる生活幹線道路の万全な安全対策等を施しつつ、その軸につながる生活幹線道路の集中的な整備を引き続き要望いたします。

また、予てから要望しております吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道について

は、八ッ場バイパス区間から以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

23、空家等対策の推進について

県土整備部

空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっております。

町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、県におかれましては、次の事項に関し、支援措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県費補助制度の創設及び県支援策の拡充を要望いたします。

(一) 町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(二) 空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討

を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的な支援を行うこと。

(三) 町村への技術的な助言の提供、市町村相互間の意見交換の場の設置、空家等対策協議会構成員の仲介又はあつせん等の県の支援体制を充実すること。

24、県設置の公共施設におけるトイレの洋式化について

各部局共通

近年における若年層は、和便器を使用したことのない生活を送っていることや、二〇二〇

年東京オリンピック・パラリンピックに代表されるインバウンド等の諸施策を背景に、外国人旅行者が年々増加傾向にあることなどの環境・動向変化に対応するため、これまでに群馬県が設置した公共施設のトイレについて、和便器のものがあれば洋式化（座位式）のトイレに改良されるよう要望いたします。

また、身体的な弱者にやさしいユニバーサルトイレの設置や、標示サイン関係についても統一した図柄（絵柄）などのユニバーサルデザイン化等の整備を図るよう併せて要望いたします。

当選町村長紹介



町長 前田 善成

一九六七年八月二十一日みなかみ町生まれ。五十歳。趣味はスポーツ。座右の銘は「利に走れば恨み多し」「善因善果」。感銘を受けた本は『マフィーの法則』。



片品村 梅澤 志洋

一九六二年一月二十二日片品村生まれ。五十五歳。趣味は読書・ゴルフ・スキー。座右の銘は「至誠一貫」。感銘を受けた本は『坂の上の雲』。



「みなかみ・ユネスコ エコパーク」の町から

みなかみ町議会議長 林 喜美雄

朝日輝く、谷川連峰大水上山の頂より一滴のしずくが生まれた時、悠久の大河坂東太郎利根川の誕生であります。首都圏三〇〇万人の命とくらしを守る重要な河川であります。首都機能発展維持にも大きな役割を果たしています。幾多の支流を集めて、田畑を潤し、生活水道、工業用水としての役目は無論のこと、上流部にあつてはキャニオニング、ラフティングやカヌーなどアウトドアスポーツなどに活用され、河川の利用も多様化してきていますが、古くからは、太公望の釣糸を垂れる姿には上流の山並みを背景に一幅の絵画であり、安らぎと豊かさを感じさせるものがあります。



利根川を活用したラフティング

側と太平洋側とに跨る分水嶺にある谷川連峰を核心地域として、手つかずの自然を守り、麓においては人々の自然を生かした農林業やみなかみ十八湯と言っているいで湯や多くの自然資源を活用した観光業など活発な経済活動を行い、自然と人間社会が調和を図りつつ共存してきたことの評価であり、これからも守り育て、次代へと継いでいかねばならない使命もあるわけであります。

平成十七年十月、利根地域の

西部三ヶ町村の合併により、県内唯一ひらがなの「みなかみ町」が誕生し早十二年が経過しました。先輩、先人たちの熱い思いとあるべき地方の有りようの選択の中で今日のみなかみ町があります。政策の統一、住民意識の一体感の醸成、習慣の調整など、時間の経過とともに統一感も出てきたところでもあります。他方、多くの課題もあります。とりわけ少子化問題については、正面から向き合っていないければなりません。

前世紀末つまりは一九〇〇年代末にきたるべき日本の二十一世紀は、高度情報化、高齢化、国際化という3Kの次代になると予測され多くの学者、先生方が述べられていましたし、マスメディアも伝えていました。まさにその通りの時代を迎えています。IT革命により益々情報の飛び交う世となり、また予想通りの高齢化社会を迎えています。これからオリ・パラリンピッ



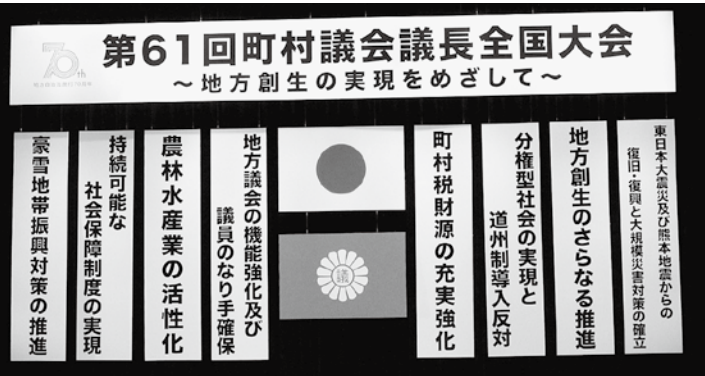
みなかみユネスコエコパーク全景

クを控え、より多くの海外からの交流観光人口が増大しているのを目の当たりにしているところであり、国際化を肌で感じる今日この頃であります。と、これまで予想通りの我が国の社会情勢であると思いますが、その頃誰も言っていなかったのが今まさに課題である少子化の問題であります。想像をはるかに超えて加速度的に進行しつつあり大変な課題となっておりま

す。我が町も例外でなく、人口減少局面を迎えた全国地方における共通重要課題であります。みなかみ町議会としても、これからの町づくりや将来を考える時最も憂慮される政策課題ととらえ、まちづくり振興特別委員会の中で若者の定住・移住の観点を通して出産、育児などの子育て支援環境整備など、他地域に遅れをとることのないよう政策の提言を行ってきたところがあります。また、農業を含めた観光振興の前進を図るべく、地域間都市間交流の重要性を考え町内外との交流人口の増大を視野に交流促進特別委員会を設置し、台湾台南市をはじめ国内数ヶ所との都市間交流も行政と一体となり促進しているところがあります。

町村議会議長全国大会

第61回



昨年11月22日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約1600人が出席するなか、「地方創生の実現をめざして」をメインテーマに、第61回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）。



会場に響き渡るガンパローコール

大会は、川上副会長（鳥取県会長）の開会のことば、国歌斉唱に続き、櫻井会長（宮城県会長）の開会挨拶、杉浦副会長（滋賀県会長）の大会宣言朗読の後、特別国会対応のため出席が叶わ

なかつた安倍内閣総理大臣から寄せられた祝辞を櫻井会長が披露、大島衆議院議長、小倉総務大臣政務官（野田総務大臣代理）、唐澤地方創生総括官（梶山地方創生担当大臣代理）、竹

下自由民主党総務会長、荒木全国町村会長からそれぞれ祝辞が述べられた後、伊達参議院議長からのメッセージを司会者が披露した。

議事に入り、要望事項、決議及び特別決議を満場一致で採択し、出席者の総意を結集した「ガンパローコール」を行い、盛会裏に閉会した。

大会終了後、「地方自治を实り豊かに」と題し、元総務大臣の増田寛也氏による特別講演が行われた。

宣言

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、少子・高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会が到来し、多くの町村においては、厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。

加えて、東日本大震災や熊本

地震等の大規模災害による影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでおり、本格的な復旧・復興に向けて解決すべき課題が山積している。

特に、原子力事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

今こそ、国と地方が一体となつて、本格的な復旧・復興への取組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

現在、町村では創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等に基づいて、住民等と一体となつて本格的な「事業展開」に取り組んでいるところであり、地方創生をさらに深化させるためにも、その流れを加速させなければならない。

我々議会は、本日、「第六十一回町村議会議長全国大会」を開催し、地方創生の実現をめざし、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

決議

- 一 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立を期する
- 一 地方創生のさらなる推進を期する
- 一 分権型社会の実現と道州制導入反対を期する
- 一 町村財政の強化を期する
- 一 議会の機能の強化及び議員のなり手確保を期する
- 一 農林水産業振興対策の強化を期する
- 一 中小企業振興対策の強化を期する
- 一 環境保全対策の推進を期する
- 一 情報化施策の推進を期する
- 一 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する
- 一 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する
- 一 教育・文化の振興を期する
- 一 交通及び生活環境の整備促進を期する
- 一 消防体制の強化を期する
- 一 国土政策の推進を期する
- 一 基地対策の推進を期する
- 一 過疎、豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する

東日本大震災及び熊本地震からの復旧・

復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から六年八か月が経過し、国は、平成二十八年以降の五年間を「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を実施していくこととしている。

しかしながら、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

加えて、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

I 東日本大震災からの復興

一 「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できよう、国は、基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。

また、昨年四月に発生した平成二十八年熊本地震は、熊本県をはじめ、大分県、福岡県、宮崎県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠である。

三 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に

実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

四 復旧・復興に係る公共事業

の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。

また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を着実にを行うこと。

五 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」

に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。

特に、廃炉・汚染水対策を含む原発事故の早期収束に万全を期するとともに、中間貯蔵施設に係る「当面五年間の見通し」の確実な達成に向け、地権者への丁寧な説明による迅速な用地取得を図ること。

六 原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とする

ること。

II 熊本地震からの復旧・復興

一 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。

二 住居を失った住民に対し、災害公営住宅等を速やかに提供できるよう、最大限の支援と財政措置を講じること。

三 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

四 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物については、その処理が完了するまで全面的な支援を行うこと。

五 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

また、震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。

また、震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。

六 県内外からの人的支援として

行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

III 大規模災害対策の確立

一 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

二 今般の記録的な豪雨により、九州北部等において、河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生したことから、被災地の復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減のため、十分な財政支援を講じること。

三 庁舎や避難所など公共施設

の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充な

ど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

地方創生のさらなる

推進に関する特別決議

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、

であり、地方創生をさらに深化させるためにも、その流れを加速させなければならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

記

こうした中、政府は、平成

一 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を踏まえ、

二十六年十二月、人口減少の克服と地方創生に向けて、二〇六〇年に一億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後五か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

今年度は、「総合戦略」の中

二 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を図ること。

現在、町村では創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等に基づいて、住民等と一体となって本格的な「事業展開」に取り組んでいるところ

三 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ

積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保すること。

四 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政

町村税財源の充実強化に

関する特別決議

多くの町村においては、これまで若者の流出などによる人口の減少に伴い、地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。

中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況のもと、各種対策に取り組んでいるところであるが、これまでも増して活力ある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集

平成三十年度予算の編成にあたっては、社会保障や地方創生、国土強靱化のための防災・減災対策など対応すべき課題が年々増大する中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

一 消費税率一〇％への引上げは再延期されたが、町村にお

二 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

三 地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

四 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

記

五 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の十分の七が町村にとって極めて貴重な財源となっており、ことから、現行制度を堅持すること。

六 森林・林業・山村対策の抜

参議院選挙における

合区の解消に関する特別決議

昨年七月十日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施された。

その結果、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区

本格的強化を図るための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

七 平成二十九年年度末に期限切れとなる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率の嵩上げ措置を延長し、平成三十年以降も継続すること。

は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

昨年の合区による選挙はあく

地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める特別決議

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められる。

まで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、今回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが必要とされているところである。

よって、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票立選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員を民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、議員を志す新たな人材

確保につながっていくと考え

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保

第四十二回豪雪地帯町村議会議員

全国大会決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記対策を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

- 一 豪雪地帯対策の充実強化
- 一 冬期における交通網及び通信網の確保
- 一 雪国の特性を活かした農林業及び産業振興対策の強化
- 一 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化
- 一 定住の促進及び居住環境の向上

の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要請する。

- 一 雪害対策及び消防・防災体制の強化
- 一 雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の総合的な推進
- 一 豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

当選議員長の紹介

甘楽郡下仁田町	堀口 博志
九月二十一日	当選
甘楽郡南牧村	中澤 幹男
九月二十七日	当選
佐波郡玉村町	高橋 茂樹
十月二十六日	当選
山本 隆雄（中之条町）	
十二月一日	理事就任
加藤 生（昭和村）	
十二月一日	理事就任
青木 満（大泉町）	
十二月一日	理事就任



群馬県町村議会議員研修会

群馬県町村議会 議員研修会開催



熱心に聴講する議員

県町村議会議長会は、昨年十月二十七日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員等約三百

人が参加した。

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとって身近な話題や緊急な事柄を研修するもので、今回は、東京大学名誉教授の大森 彌（おおもり・わたる）氏及び食生活ジャーナリストの会 代表幹事の佐藤 達夫（さとう・たつお）氏の二人から次の演題で講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。

『健康寿命を延ばすための食生活』

食生活ジャーナリストの会代表幹事
佐藤 達夫氏

『二元的代表制の真髄』

東京大学名誉教授
大森 彌氏



講師の議会広報サポーターの芳野政明氏は、『住民から信頼される議会の構築』が究極の目標であり、そのために行政広報が結果を掲載するのに対し、議会広報は決定への過程を知らせることが重要と述べた。

さらに、読者が広報紙を読むとき、まず見出しや写真を見て、読む、読まないを判断する。一番伝えたいことや思いを見出しにすることなど、実際の議会広報紙を例に挙げ、具体的に説明した。

また、午後は広報クリニックに応募した榛東村、吉岡町、昭和村及び玉村町の議会広報紙を教材に実践的な編集技術を学んだ。



芳野政明講師

住民と共に歩み信頼される議会へ 議会広報の基本と編集を学ぶ

議会広報研修会を開催

襟川千代田町議長を副会長に選任

議長会臨時総会を開催



県町村議会議長会は、去る十一月十七日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋において臨時総会を開催した。

欠員となっていた副会長一名に、襟川仁志 千代田町議長会議長を選出した。

任期は、平成三十一年六月一日までの残任期間。



襟川副会長

また、本会の理事定数を三名増員する改正内容を含む、群馬県町村議会議長会規約の全部改正案を審議し、全会一致で可決された。

「ぐんま緑の県民税」継続を要望

県知事、 県議会議長へ

県町村議会議長会は、去る十月二十三日、理事会を開催し、「ぐんま緑の県民税の継続に関する要望」（別掲）を全会一致で可決し、県知事及び県議会議長へ要望することになった。

なお、要望書は十一月十四日、仲澤会長が県庁へ出向き、直接手渡した。

ぐんま緑の県民税の継続に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県土の3分の2を森林が占める本県は、「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」及び「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造すること」を目標に、平成26年4月から「ぐんま緑の県民税」を導入しました。

この税により、奥山など生産条件不利な森林を整備するための「水源地域等の森林整備」、森林の大切さなどへの理解促進を図る「ボランティア活動・森林環境教育の推進」及び里山・竹林、平地林の整備などきめ細かな取り組みを行う「市町村提案型事業」が実施され、県民にもこの税制度による事業成果が浸透し、森林整備の重要性に理解が深まってきたところであります。

森林の持つ様々な機能は、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止し、水を育み、山地災害の防止や、生きもののすみかとして、また、県民の憩いの場を提供していることは言うまでもありません。

こうした森林の持つ重要な役割とその森林を大切に維持していくことは、県民の安心、安全な暮らしの実現に必要不可欠です。

こうした中、自民党税制調査会は、地球温暖化対策の一環として、市町村の森林整備を支援する全国民を対象とした森林環境税（仮称）を創設する方針を固め、税額や導入時期など具体的な制度設計については「平成30年度税制改正において結論を得る」としています。

つきましては、国において森林環境税（仮称）が創設されても、本県における「ぐんま緑の県民税」は、着実にその実績を上げてきており、また、市町村提案型事業についても全市町村が活用していることを踏まえ、平成30年度をもって終了が予定されている「ぐんま緑の県民税」を平成31年度以降も引き続き継続くださるようお願い申し上げます。

平成29年11月14日

群馬県知事 大澤 正 明 様
群馬県議会議長 織田 沢 俊 幸 様

群馬県町村議会議長会
会長 仲 澤 太 郎



県知事（代理 荻澤副知事）へ要望



織田沢県議会議長へ要望

地方の財源問題と 議員のなり手不足に 関する七項目を要望

「群馬県関係国会議員と町村議長との懇談会」
及び「町村議会議長研修会」を開催



『議長の権限と 役割について』

全国都道府県議会議長会
次長
議事調査部長事務取扱
内田 一夫 氏

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十一日、東京・グランドアーク半蔵門において、地方交付税交付金配分抑制反対やゴルフ場利用税の堅持など七項

目を県関係国会議員へ要望するとともに、国会議員と二十三町村議会議長が意見交換を通じて、国・地方相互の理解を深め、今後の町村政運営に役立てること

を目的として「群馬県関係国会議員と町村議会議長との懇談会」を開催した。

仲澤会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長の要望事項の説明後、出席した十二名の国会議員各位から要望事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、上記講師により研修会を実施し、終了後、町村議会議長全国大会に出席した。

【重点要望事項】

地方交付税交付金配 分抑制反対に関する 要望

地方における積立金の増加をもって、基金残高が多い自治体に対して、国による地方交付税交付金の配分額を抑制することにより、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があります。

しかし、積立金の増加は、地方財政に余裕があるということではなく、地方では国を大きく上回る行財政改革を実施するなかで、災害や将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れです。

地方は国とは異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、不測の事態による財源不足については、自らの歳出削減や基金の取崩し等により対応を図るほかありません。将来の不安解消のため創意工夫を凝らし、積み上げているのが現状です。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できません。

よって、基金残高が多いというところで、地方財政を安易に判断することのないよう強く要望します。

市町村道路関係予算 の確保及び道路整備 に係る補助率等の高 上げ措置の継続に関 する要望

道路は人々の生活を支え、地方の自立・活性化・生活維持に最も基本的な社会基盤であり、特に市町村道は、地域住民に密接な施設であるとともに、安全・安心の確保のため、必要不可欠な社会基盤です。

しかし、群馬県内の市町村道の改良率は全国的にも低い状況にあり、依然として地域生活の

維持には、道路整備が必要不可欠です。

また、平成二十六年七月の道路法施行規則の改正により、橋梁やトンネルなどの点検が義務付けられ、今後は新たに老朽化対策費の増大が見込まれており、計画的な事業進捗を図るためには十分な予算確保が必要となっています。

については、財政状況が厳しい市町村の道路事業を着実に進捗させるため、次の事項を講じるよう強く要望します。

一、市町村道路整備事業が計画的に進捗できるよう、必要な交付金予算の事業費総額を持続的に確保すること。

一、長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第34号）」の補助率等の嵩上げ措置を平成三十年度以降も継続すること。

ゴルフ場利用税の堅 持に関する要望

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応

しており、また、その税収の七割が所在町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持することを強く要望します。

地方議会議員の位置付けの明確化に関する要望

町村議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、町村の事務に関する調査研究や、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっており、地方分権時代において、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要があります。

しかし、現在、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じています。

ついでには、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責

務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図るよう要望します。

多様な人材を確保するための環境整備に関する要望

我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、より幅広い層の住民が議員として参画することが求められます。

しかしながら、昨今の町村議会議員選挙においては、全国的な人口減少や高齢化の進行、従来からの低額な議員報酬の影響等もあり、立候補者が減少し、無投票当選が増え、一部の町村議会では定数割れとなるなど、議員のなり手不足が深刻化しています。

こうした状況のなか、長と議会とが相互に牽制し均衡を保持する二元代表制を維持するためには、議員のなり手不足を解消することが喫緊の課題です。

ついでには、現在、地方自治法等で規制されている議員の兼職及び兼業禁止の緩和、議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度の整備や議員報酬

の改善、学校教育における地方議会の啓発など幅広い層から多様な人材を確保するための環境整備が図られるよう要望します。

地方議会議員選挙の活性化に関する要望

現在、市議会議員選挙においては、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが公営選挙の対象になっている一方で、町村議会議員選挙では、一般的に選挙運動区域が狭く、選挙運動期間も短い等の理由で公営選挙の対象となっていない。

しかしながら、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは市も町村も同様であること、また、近年の議員のなり手不足問題や町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様に、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターを公営選挙の対象とするよう要望します。

また、市議会議員選挙と同様に選挙運動用のビラの頒布についても制度化し公営選挙の対象

とするようあわせて要望します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入に関する要望

地方創生の実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となつていますが、その責務を果たすべき地方議会議員のなり手不足が、深刻な問題となっています。

議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行い、その職務は常勤化及び専門化が進んでおり、住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりと関わっていくためには、幅広い層の世代の人々が議員になろうとするような環境作りを行っていくかなければなりません。

その一方策として、サラリーマンの議員立候補、議員のサラリーマンへの復帰が行われやすいように、地方議会議員の年金制度を被用者年金制度に加入し

て基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある時代に相応しい制度とすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくも

の考えです。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

群馬県知事・群馬県議会議員と町村議会議員との懇談会開催

県町村議会議長会は、昨年十一月十七日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋で知事並びに県議会議長と町村議会議長の連携を強化するための懇談会を開催した。

この懇談会は、自主・自立を目指す町村の発展・振興のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から開催しているもので、今回で八回目の開催となる。

懇談会には、大澤知事、織田沢県議会議長のほか萩原県議会副議長、反町副知事及び荻澤副知事も出席し、情報・意見交換を行った。

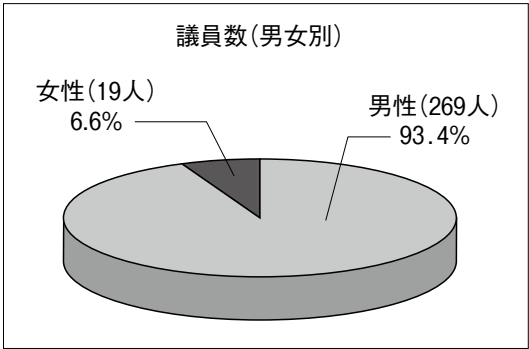
住民に開かれた 議会の発展を 目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、平成二十九年で第六十三回を迎えた。

一 議員数（総数）
議員定数二八九人（前年同）、実数は二八八人

二 議員数（男女別）
男女別議員数はグラフのとおり（男性議員は対前年六人増、女性議員は対前年一人減）

三 議員数（在職年数）
「別表1」のとおり



別表1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12年未満	214人	73.4 %
12年以上 24年未満	63人	21.9 %
24年以上 40年未満	10人	3.5 %
40年以上	1人	0.3 %

四 議員数（年齢構成）
「別表2」のとおり

別表2 議員数（年齢構成）

年 齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	1人	0.3%
30歳以上 40歳未満	3人	1.0%
40歳以上 50歳未満	23人	8.0%
50歳以上 60歳未満	45人	15.6%
60歳以上 70歳未満	154人	53.5%
70歳以上 80歳未満	59人	20.5%
80歳以上	3人	1.0%

五 常任委員会
設置数は次のとおり

五委員会 一町（前年同）

三委員会 五町村（対前年一町村増）

二委員会 一七町村（対前年一町村減）

最低は四人

六 議会運営委員会
県内全町村が設置。委員定数の平均は五・六人

七 議会事務局
県内全町村が設置

専任職員は事務局長六人、職員十七人、一議会あたりの専任職員数は一・〇人。兼任職員を含めても二・六人。

一議員あたりの職員数は〇・二〇人（前年同）

八 議会広報活動

九 本会議
一町村あたりの開催状況は次のとおり

（一）定例会
年四回開催が全町村で、一

定例会あたりの会期日数は九・九日、うち、本会議日数は二・八日、傍聴者数は二六・八人

（二）臨時会
臨時会を開催した町村は十八議会で、そのうち開催回数は一町村平均年一・九回、一臨時会あたりの会期日数は三・六日、本会議日数は二・二日、傍聴者数は五・五人

十 議員報酬、費用弁償
（一）議員報酬
「別表3」のとおり。

（二）費用弁償
県内町村平均の対前年比較では全役職で前年を下回った。

（三）議員報酬
定（対前年一町増）

（四）費用弁償
定（対前年一町増）

（五）議員報酬
定（対前年一町増）

（六）費用弁償
定（対前年一町増）

（七）議員報酬
定（対前年一町増）

別表3 議員報酬

単位：円

区 分		議 長	副 議 長	議 員	常任委員長	議運委員長
H29.7.1	本県平均	285,939	224,739	203,491	212,413	211,957
H28.7.1	本県平均	287,113	225,652	204,361	213,304	213,261
対前年比（%）		99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.4%

本会議、委員会へ出席した際の費用弁償は、県内全町村が支給していない。

十一 議会基本条例

八町村（吉岡町、下仁田町、南牧村、東吾妻町、昭和村、板倉町、千代田町、大泉町）が制定（対前年一町増）

昨年十一月、岩手県、宮城県及び福島県職員等の方々が、東日本大震災被災地への県内町村職員の派遣に対するお礼と派遣継続のお願いを述べていかれました。

あの東日本大震災から間もなく

七年が経過しますが、この間の町村職員皆様の被災地への温かいご支援には、ただただ頭が下がる思いです。

おすすめの一冊



震災ジャンキー

草思社刊・小林みちたか著

OB職員や任期付職員のご活用などにも検討いただき、引き続き被災地へのご支援をお願いいたします。

自治体職員だけでなく、東日本大震災では、発生直後から今でも

多くのボランティアの方々が汗を流しておられ、日本の魅力の一つでもある絆の大切さを教えてくれます。

さて、今回のおすすめの一冊は、

ボランティアとして被災地に幾度となく通い続け、支援活動を行っている著者の『震災ジャンキー』小林みちたか著・草思社刊・千四百円＋税です。

この題名を聞いたとき、ふざけた題名と思いましたが、震災被害に遭った当事者でもなく、取材記者や研究者としての立場からでも

なく、ボランティアの視点で被災者との濃密なやり取りや被災地の

現実が克明に記録され、その場身を置き、その場で実際に行動した者だけが知る被災地が本書には記されていました。

困っている人がいて、それを助けるという一見単純なことでも、本当に役立つのは難しいという事実が気付かせてくれます。

「施しは受けない」、「乞食じゃない」と厳しい顔で必要最低限の物資だけを受け取った避難所のま

とめ役に違和感を覚えたこと、しかし、震災から一年後の復興祭の際に、そのまとも役が涙ながらにボランティアの方々にお礼を述べ、「自主自立こそが本当の復興」というまとも役のすさまじい覚悟に

気付かされたということが記されていました。

私は、あの時、被災地に対して

何もできない自分を不甲斐なく思っていました、そう思うだけで、何の行動もできませんでしたが、今でもボランティアに身を投じたことはありません。

それだけに、なぜ著者をはじめボランティアの方々が被災地で活動を続けられるのか疑問に思っておりましたが、その疑問の答えを示してもらった一冊でした。

行政とボランティアとの関わりを述べた提言書や専門書だけでなく、本書も是非一読いただきたいと思ひます。

(I)

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日 程	会 場
理事会	1月18日(休)	群馬県市町村会館 町村会役員室
定期総会	2月16日(金)	群馬県市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月23日(金)	群馬県市町村会館 501研修室
群馬県市町村総合事務組合議会定例会	2月26日(月)	群馬県市町村会館 特別会議室

群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
正副会長会議	1月12日(金)	群馬県市町村会館 議長会役員室
理事会	1月19日(金)	群馬県市町村会館 議長会役員室
定期総会	2月21日(水)	群馬県市町村会館 大会議室

平成30年 町村長・町村議会議員 任期満了日一覧

町 村 長	
町 村 名	月 日
草津町	1月29日
高山村	3月30日
東吾妻町	4月22日
長野原町	4月29日
南牧村	4月30日
中之条町	11月29日

町村議会議員	
町 村 名	月 日
みなかみ町	4月30日
昭和村	12月10日